

注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

Insurance Accounting Newsletter

IASB の再審議は遅滞なく始まった: 2 ヶ月で CSM のアンロック、OCI による解決策および収益表示について暫定決定に至った

主な開発状況

国際会計基準審議会 (IASB) は、保険契約に関する初めての包括的な基準書を作成するための再審議を継続している。

3月と4月に開催されたIASBの再審議では、2013年の公開草案(ED)でコメント募集された5つの領域のうちの3つについて暫定決定に至った。米国財務会計基準審議会(FASB)は2月に保険契約プロジェクトの範囲を狭めることを決定しており、IASBの再審議は、FASBとの合同会議ではなく単独で行われている。

IASBは2013年EDにおける5つの限定された提案事項のうちの3つを検討した。

- 契約上のサービス・マージン(CSM)のアンロック
- 割引率の変更による影響のその他の包括利益(OCI)での表示(OCIによる解決策)
- 保険契約収益および費用の表示(保険料配分アプローチ(PAA)が適用される場合を除く)

IASBは、これら3点の検討にあたり無配当の保険契約のみを対象とした。残りの2つの論点のうちの一つとして有配当性の会計処理が検討されるためである。IASBは有配当性について6月から取り組み始める予定であり、その後、新たな会計モデル内の一貫性を確保するために他の論点に関する以前の暫定決定事項について再検討する予定である。

これらの3点に加えて、IASBは、2013年EDではコメント募集しなかった項目のうち、新基準書を最終化する前に増強の余地があるものとして識別した項目を今後検討していくことについても、4月の会議で確認した。

CSMのアンロック

3月の会議における議論では、以前に認識された損失の扱いと、リスク調整の変動に対してCSMをアンロックするかどうかに関心が当てられた。IASBは、CSMは将来のカバーおよびサービスに関するキャッシュ・フローの見積りの変更に対してアンロックすべきことと、CSMは保険カバーの満了時に完全に損益に解放されなければならないことの2点を暫定的に決定することで、2013年EDの提案を確認した。

しかしこの確認に反して、IASBはCSMの会計処理を変更するよう決定した。ポートフォリオが不利になった後(すなわちCSMが残っていない状態)で有利な変更が生じた場合に収益を認識するよう要求したのである。この収益は、不利なポートフォリオから以前に生じた損失を戻入れる範囲内でのみ認識される。

IASBはまた、2013年EDに対してもう1つの変更も決定した。将来のカバーおよび他のサービスに関連するリスク調整の変動に対してもCSMをアンロックすることとしたのである。IASBは、CSMもリスク調整も財務諸表利用者にとって有用な情報を提供すると考えている点を繰り返した。

OCIによる解決策

3月の会議でIASBは、割引率の変更による影響をOCIで認識することに関する見解の変更を決定した。2013年EDではこの取扱いは強制であったが、IASBは、割引率の変更による影響を純損益とOCIのどちらで表示するかに関して、ポートフォリオレベルでの会計方針の選択とすることを暫定的に決定した。IASBはまた、企業が類似のポートフォリオのグループに同じ会計方針を適用するためのガイダンスを開発することを決定した。

IASBはまた、新たな開示を要求することも暫定的に決定した。これは、金利費用の認識と割引率の変動による影響に関して異なる会計方針を選択した保険者間の比較可能性を確保するためである。

保険契約収益および費用の表示

4月の会議でIASBは、PAAが適用される場合を除いてすべての保険契約に適用される表示の要求事項の導入に関して、2013年EDで提案されたすべての要求事項を実質的に確認した。他の契約から生じる収益の表示との比較可能性を確保するためであり、要約マージン・アプローチを 선호する多数の回答者からの反対意見を押し切ったことである。

3月と4月の会議での暫定決定事項は無配当契約にのみ適用される。有配当契約に関する論点に対処し次第、スタッフは無配当契約の暫定決定を再検討する必要があるかどうか、検討する予定である。

CSMのアンロック

IASBは2013年EDでの提案内容を暫定的に確認した。これは、将来のカバーまたは他のサービスに関連するキャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの差額について、CSMが負の値とならないことを条件として、CSMを調整するものである。

CSMをアンロックするための会計単位、およびCSMの未償却残高への利息計上に使用する割引率を検討する必要があると、1名の理事がコメントした。

2013年EDと現在までの一連の暫定決定によると、保険者はCSMの当初認識時の割引率(ロックイン割引率)を用いてCSMに利息計上することが要求される。ロックイン割引率を用いてCSMのアンロックを行うことは、OCIによる解決策を選択せず、現在の割引率を用いて期待キャッシュ・フローの貨幣の時間価値を会計処理する決定を行った保険者にとって、煩雑さをもたらすものでしかない。スタッフはこれらの論点について今後の会議で対処する意思を示した。

以前に認識された損失の取扱い

履行キャッシュ・フローの有利な変更が見込まれる場合における以前に認識された損失の会計上の取扱いに関する提案をスタッフが行った際に、下記の2つの選択肢が検討された。

1. 有利な変更の全額をCSMとして再計上する。
2. 以前に純損益で認識した将来のカバーおよび他のサービスに関連する損失の範囲で、有利な変更を純損益に認識する。以前に純損益で認識した損失を超える部分は、保険ポートフォリオ負債のCSM要素として再計上する。

選択肢1は2013年EDの一部であり、より単純なアプローチと考えられる。なぜなら、その後の期間に将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りに有利な変更が生じた場合に純損益に戻入れることができる損失を記録し続ける必要がないからである。

しかしIASBは、選択肢2を採用するスタッフ提案を全員一致で承認した。他の基準書と整合的な会計上の取扱いであると考えたためである。

スタッフが強調したのは、多くの回答者がこれによる便益がコストを上回ると考えている点、様々な回答者からこの提案への幅広い支持があった点である。フィールドワークの参加者は、この提案は実務運用可能であるとコメントした。回答者からのフィードバックでは、不利なポートフォリオから発生した以前の損失の戻入れを伴うCSMのアンロックについて、下記のような利点が識別されていた。

- 契約の未獲得利益としてのCSMをより良く表現する。
- CSMの当初認識と事後測定が整合する。
- ビルディング・ブロック・アプローチとPAAとでCSMの測定が整合する。

3月の会議でIASBは、割引率の変更による影響をOCIで認識することに関する見解の変更を決定した。

リスク調整の変動に関するCSMのアンロック

IASBは、リスク調整の変動に関してCSMをアンロックすべきとするスタッフ提案を全員一致で支持した。キャッシュ・フローの見積りの変更の取扱いと整合的に、将来のカバーおよび他のサービスに関連するリスク調整の変動について、CSMが負の値とならないことを条件として、CSMをアンロックする。当期以前のカバーに関連するリスク調整の変動は、直ちに純損益で認識される。

リスク調整の変動を直ちに純損益に認識するという2013年EDでの提案の根拠は、透明性を確保することと、リスク調整の変動を将来分と過去分とに区分するという実務対応上の複雑さを避けることである。

IASBの議論で強調されたのは、キャッシュ・フローの見積りの変更とリスク調整の変動の両方に対してCSMがアンロックされるために、2つのマージン(リスク調整とCSM)を設けることの便益が妨げられるかもしれないという懸念である。

しかしIASBは、最終的に、明示的なリスク調整金額を保持することは、特に長期契約に関してより良い情報を提供することになると結論付けた。この情報には下記が含まれる。

- 保険契約が、キャッシュ・フローの不確実性ゆえに保険者が負担すると見込まれるコストをすべてのケースについて考慮した上で利益を生むか否かに関する情報。この情報は新基準書にとって決定的な意味を持つ要素であり、期待キャッシュ・フローの見積りは各シナリオで確率加重された統計的平均値に較正され、リスク調整は負債の評価額が不確実性のない負債と等価になるように算定される。
- 貸借対照表で認識されるリスク調整には、カバー期間の満了後にキャッシュ・フローが異なる金額で決済されるリスク(例えば、保険金を決済するキャッシュ・フローの不確実性)だけでなく、将来のカバーおよびサービスに関する顕在化していないリスクの金額も反映される。
- CSMの調整は、対応する一連のキャッシュ・フローに関連する、ある期間からその次の期間へのリスク調整の変動のみを意味する。キャッシュ・フローについては、2013年EDでアンロックのメカニズムに含めることがすでに要求されていた。

IASBはまた、リスク調整の変動に関してCSMをアンロックするアプローチに修正することによって、2つのマージン・アプローチが単一マージン・アプローチにより近いものになることに気付いた。

IASBは、リスク調整を含んだ不利な契約のテストの実施を条件として、保険者に単一マージンアプローチを適用する実務上の便法を提供できる状況の有無について、重点的に検討した。しかし、どの契約がそのような実務上の便法に適格であるかを保険者が明確にする必要があり、さらなる複雑性を招くことから、最終的にはIASBはこの手段を断念した。

リスク調整は、リスクプーリングの影響を捉える新基準書の要素である。2013年EDでは、リスク調整の概念をそのようなプーリングの程度を企業固有に算定する概念へと発展させた。すなわち、この要素を確率加重されたキャッシュ・フローに加算することにより、保険者にとって、保険契約の集合体により表される不確実な義務の負担と、キャッシュ・フローに不確実性のない同額の義務(例えば、固定額の負債)の負担が等価となるのである。このアプローチの下では保険契約が集約されるが、その集約はもはやポートフォリオの定義に左右されず、実際には、いくつか異なるポートフォリオで構成されるだろう。リスク調整の変動のうち特定の要素に基づきCSMをアンロックするという決定により、CSMはポートフォリオレベルで算定される一方で、リスク調整は企業レベルで算定される可能性があるという事実を調整するための適用指針が必要となるだろう。

当期以前のカバーに関連するリスク調整の変動は、直ちに純損益で認識される。将来カバーに関係する部分は、CSMが調整される。

CSMに関するデロイトの見解¹

2013年EDへのDTTLコメントレターから抜粋した下記の文章は、デロイトがCSMのアンロックを支持したことを示す。しかし我々は、将来のカバーおよび他の将来のサービスに関する変動に関してのみとする制限は取除くべきと考える。また、我々は、CSMの純損益への解放は保険契約のデュレーションにわたって行われるべきであり、カバー期間と保険金請求処理期間の双方が含まれることになると考える。我々は、リスク調整の将来分の変動に対してCSMをアンロックすべきとする提案を支持した。

「我々は、将来のカバーおよび他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの差額についてCSMを調整すること(アンロック)に賛成する。我々は、CSMの認識および測定を2010年EDから変更することについて、全体的に歓迎する。この変更がCSMの未稼得利益としての役割を認識するものだからである。また、この処理は保険契約の経済実態をよりよく反映することとなる。我々はその実態を待機義務に先立って受け取る対価であると考えており、その待機義務とは、保険契約者に

¹ このニュースレターで示されるデロイトの見解は、2013年EDに対するDTTLのコメントレター内で述べられている見解を意味している。

不利な影響を及ぼす不確実な事象に関連して、保険金請求を受け付けて処理し、保険契約者または他の当事者に保険金を支払うことであると考えている。

CSMのアンロックにより、2013年EDの会計モデルは内部的により首尾一貫したものとなる。なぜならCSMは、今や履行キャッシュ・フローの修正後の見積りに従って各報告日に再計算されるためである。

最後に我々は、我々が以前にコメントレターで表明した、再較正時にCSMは負の値になるべきではないという見解に、IASBが同意したことを歓迎する。従って、不利なポートフォリオに関するCSM全額を企業は純損益に解放しなければならない。その後の前提条件の変更によりプラス方向に生ずる差異は、CSMに認識される。

しかしながら我々は、保険契約および有配当契約が保険者の業績に与える影響を忠実に表現するためには、CSMのアンロックには大幅な改善が必要であると考えます。その改善の軸となるのは、我々が不適切であると考える制約を取り払うことであり、具体的にはCSMの純損益への解放期間や、アンロックを考慮すべき前提条件の種類についての制約である。」

割引率の変更を表示するためのOCIの使用

背景

2013年EDでは、期待キャッシュ・フローの割引に使用する割引率の変更の影響は常にOCIで認識し、保険契約負債に対する発生利息は当初認識時の割引率を使用して純損益に認識することが提案された。

回答者の過半数は、対応する資産に異なる会計処理が適用されるため、割引率の変更の影響のOCI処理を強制的な要求事項することから生じうる会計上のミスマッチについて懸念していた。これらの回答者は、OCIによる解決策をオプションにするようIASBに要求した。この要求の観点から、スタッフはこの論点についてさらなる考察を加え、IASBが2013年EDにおいて提案された取扱いを変更し、割引率の変更の影響を純損益で表示するかOCIで表示するかについて、ポートフォリオ・レベルで会計方針として選択するよう保険者に要求すべきと提案した。

オプションの探究

一部の理事は、保険契約が純損益を通じた公正価値測定、OCIを通じた公正価値測定、または償却原価測定の混合測定モデルで会計処理される資産と対応しており、それゆえコメント・レターで言及された会計上のミスマッチの原因となることを認識していた。

一部の理事は、償却原価の観点を純損益で表示することは有用な情報を提供することにはならず、金利費用の計算のために、純損益ではロックイン割引率を、OCIでは現在の割引率を適用する必要性に起因して、さらなる複雑性が生じることから、割引率の変更の影響をOCIで表示することについては保留すると表明した。議論の間、有配当契約に対して一部の保険業界から提案された簿価利回り(book yield)アプローチが、無配当契約に対しても適切な解決策となりうるかどうかを考察された。

金利の変動から生じる「ノイズ」が純損益から除去されるので、OCIの使用は長期契約にとって適切であると、他の理事は考えていた。

IASBは、保険者が割引率の変更の影響をOCIで表示することを選択する場合には、それぞれ下記のように認識することを、13対3の賛成多数で暫定的に決定した。

- 契約の当初認識時の割引率を使用して算定される金利費用は純損益で認識
- 報告日の割引率を使用して測定される保険契約の帳簿価額と、ロックイン割引率で測定される保険契約の帳簿価額との差はOCIで認識

割引率の変更の影響を純損益で報告するオプションの探究についても、理事は支持した。

オプションはどのように実現すべきか

IASBはその後、スタッフ提案のうち会計方針の選択であるべきという部分に特に関連して、オプションが最もうまく機能する方法について議論を行った。

会計方針はIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項に従う。スタッフの提案によれば、割引の影響をOCIで表示するかどうかを当初選択した後のある時点で、特定の保険契約ポートフォリオに対する会計方針を変更できるようになる。例えば、対応資産の構成が変動し、会計上のミスマッチが創出されるときに、会計方針の変更を検討するかもしれない。IASBが表明した保険契約プロジェクトの目的は、できるだけ多くの会計上のミスマッチを除去することであると、スタッフは指摘した。この目的は、回答者がオプションを要求した主たる理由とも整合的である。

CSMのアンロックにより、2013年EDの会計モデルは内部的により首尾一貫したものとなる。なぜならCSMは、今や履行キャッシュ・フローの修正後の見積りに従って各報告日に再計算されるためである。

スタッフは、このアプローチは取消不能な指定に基づくアプローチより複雑であるが、もし(多くの回答者が要請したように)取消不能な指定が要求されたならば、会計方針の選択ほどの効果的な結果は得られないだろうと主張した。

一部の理事は、会計方針を変更できるとすると、収益管理目的に使用され得ることに懸念を示した。他の理事はこのことを重要なリスクとみなさず、取消可能なオプションであることが必要と考えていた。OCIによる解決策の背景にある意図は会計上のミスマッチを軽減させることであるが、対応資産の構成は動的であり、時とともに著しく変化し得るためである。会計方針の変更を適切とする前に当てはめなければならない要件がIAS第8号で規定されていることへの言及があった。これには、会計方針の変更の結果、取引の影響について信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供する財務諸表となることを企業が説明すべき、という要求事項が含まれる。会計方針の変更によって会計上のミスマッチが少なくなることを示す証拠が必要であるという条件を最終基準に含めるべきかどうかについてスタッフが検討することが提案された。

一部の理事は、保険契約にOCIを使用するという会計方針の選択および変更に対してIAS第8号の要求事項を適用する際のガイダンスを最終基準に含めるべきと提案した。ある理事が、会計方針の変更が発生した場合、IAS第8号では遡及適用と比較期間の修正再表示が要件となるが、これらの要求事項は、もしこの変更が当期におけるALM戦略の変更の結果である場合には経済状況を適切に反映しないだろうと指摘した。一部の理事は、比較期間の遡及的な修正再表示に対するIAS第8号の要求事項に懸念を示した。IASBは、どのような場合に会計方針を変更することが適切とされるかについての厳格さを示すためのガイダンスを開発すべきことに同意した。

会計単位

理事の過半数は、企業レベルでオプションを適用しても会計上のミスマッチの多くを除去することにならず、また、個別契約レベルでオプションを適用するのは実務的でないということに同意した。しかし、最も適切な会計単位は何であるかに関しては異なる見解が示された。一部の理事はポートフォリオレベルでは低すぎる可能性があると感じ、他の理事は、もしALM戦略が同様の特性をもつ商品またはポートフォリオに適用される場合にはこのようなグルーピングに対してオプションが適用されるかどうか、スタッフが調査すべきと提案した。

一部の理事は、ポートフォリオの定義を見直すべきという見解を示した。スタッフは定義について、より

明確となるように、かつ、高過ぎも低過ぎもしない適切なバランスの取れたレベルでの定義となるよう再考する必要があることに同意した。

議長は、会計単位をポートフォリオよりも高いレベルとすべきかどうかの調査と、オプションの適用にさらなる制約を最終基準に含めるべきかどうかの検証をスタッフが行うことを提案した。

全13名の理事が議長の提案に賛成し、割引率の変更の影響をOCIか純損益で認識するためのオプションを設けることについて暫定的に合意した。

開示

スタッフは、利用者の理解の一助とするために、包括利益全体の中で表示される金利費用と、保険契約負債の測定における割引率の変更の影響についての追加開示が必要であると提案した。

その提案では、選択された会計方針にかかわらず、包括利益全体に含まれている金利費用総額を下記の要素に分解した分析内容を開示すべきとされた。

- 現在の割引率で算定される利息の金額
- 当期の割引率の変更の保険負債への影響
- CSMを調整する期待キャッシュ・フローの変動について、ロックイン割引率で測定した現在価値と現在の割引率で測定した現在価値の差額

CSM残高に対する利息(貨幣の時間価値)をロックイン割引率で算定する方法の維持をIASBが承認したことは注視すべき重要な点である。この要求事項は、上記の3番目の強制開示が必要とされる理由になっている。CSMの会計処理で要求されるロックイン割引率を算定し、その履歴を保存しなければならないことに留意すべきである。このことは、たとえ期待キャッシュ・フローに対する貨幣の時間価値の全体を純損益に認識する会計処理オプションを適用したとしても当てはまる。

CSM の会計処理で要求されるロックイン割引率を算定し、その履歴を保存しなければならないことに留意すべきである。

スタッフは、割引率の変更の影響をOCIで表示する保険契約のポートフォリオについては、包括利益全体に含まれる金利費用総額の分析は、少なくとも下記の要素に分解して行うべきことも提案していた。

- 当期の純損益で報告されるロックイン割引率による金利
- 当期におけるOCIの変動

IASBは15対1の賛成多数で、これらの追加開示が利用者には有用な情報を提供すると暫定的に決定した。

デロイトの見解との比較

デロイトの見解は後述の通りである。我々は、最終基準書では、OCIによる解決策を使用する保険契約と、割引率の変更の影響すべてを純損益に反映する保険契約を保険者が指定できるようにすべきであり、また、関連する金利費用の会計上の取扱いに関して取消不能で制約のない指定が保険契約の当初認識時に認められるべきと考えている。

我々の見方によれば、会計方針の選択とする暫定決定事項は、会計上のミスマッチを除去する観点ではわずかな利点しかなく、会計処理や開示の要求事項に不必要な複雑性をもたらすだろう。

2010年EDと2013年EDに対するコメントレターで提案したように、我々は、保険者のALMの実務を考慮した上で金利リスクに対するヘッジ会計を開発することが検討されるべきと考えている。なぜなら、保険者がオープンな金利エクスポージャーをヘッジするために用いる動的な方法をより良く表現することにつながる可能性があるからである。

OCIによる解決策に関するデロイトの見解

我々は、現在の割引率と当初認識時に算定された割引率との間の変動の全部または一部をOCIに表示するという手法の開発を支持する。我々は、保険契約の最終基準書をIFRS第9号(修正版)と平行して検討することが、保険ビジネスの忠実な表現を達成するための唯一の道であると考えている。しかしながら我々は、2013年EDに設けられた、保険契約から生じる金利費用の一部のOCIでの表示(「OCIによる解決策」)を要求する提案が、多くの保険会社のALMの微妙な意味合いを完全に補足するとは考えていない。IFRS第9号(修正版)と一体で表示される結果、数多くの会計上のミスマッチが対処されず、保険者が作成する財務情報の目的適合性を妨げることとなる。

我々はすべての保険契約に関して「OCIによる解決策」を支持するが、企業が割引率の変更に関連する帳簿価額の変動を純損益で認識するために、保険契約の当初認識時に取消不能の選択を行えるようにすべきであると考えている。このことは、IFRS第9号のもとでの金融商品の公正価値オプションに関して我々が選好するアプローチと首尾一貫する。

保険契約収益

スタッフは、2013年EDに含まれる保険契約収益の表示に関する提案を説明した。この提案に対して回答者からは、生命保険か損害保険かといった販売商品の種類や、回答者の属性ごとに様々な見解が寄せられた。提案を支持する回答者は、主に基準設定主体、規制当局や会計士団体であり、彼らはこの表示により他の業界との比較可能性が向上すると考える。主に短期契約を発行する保険者もまた、現行の収益表示の方法と概ね一致するという事実があるため、この提案を支持している。

提案に反対する回答者は、主に長期契約を発行する保険者と、現在使用している収益情報が2013年EDで提案されたものと異なる財務諸表の利用者である。後述のとおり、デロイトは2010年EDで提案された要約マージンを支持しており、最終基準書からこの提案を取除くことをIASBに提案した。

スタッフは、2010年EDで提案された要約マージン・アプローチなどの保険契約収益の代替提案があることをIASBに情報提供した。しかしIASBがスタッフ提案に賛成した場合、それらの代替提案は議論されないであろう。

保険契約収益に関する2013年EDの提案では、カバー期間にわたって保険カバーおよび他のサービスを提供する義務の充足の進捗を反映する金額として、保険契約収益が認識される。

この認識原則は、2014年5月に公表されたIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」で設定されている原則と概ね整合している。

保険契約収益の金額は、下記の3つの構成要素を持つ。

- カバー期間内に支払われると見込まれる保険金および給付金のうち、当該報告期間に属する額。
- 報告期間の末日までに期間満了となるカバーの一部に関するリスク調整の変動。これは保険者が報告期間にリスクに晒されることに関して保険契約者に請求する対価を表す。
- CSMの解放。これは義務を履行するにつれて当期に稼得した利益マージンを表す。

一部の保険契約では、保険事故が発生しなかったとしても特定の金額を保険契約者に支払うことが要求される。この金額は、保険契約の投資要素または預り金要素とみなされている。

提案に反対する回答者は、主に長期契約を発行する保険者と、現在使用している収益情報が2013年EDで提案されたものと異なる財務諸表の利用者である。

この義務は重要な保険リスクの引受に関する履行義務を構成しない。しかしこの義務は、他のいかなる基準書の下でも、義務が履行されたときに収益を生みださない履行義務と考えられる。従って、IASBは2013年EDで保険契約収益から投資要素を除外することを提案した。

3つの例を用いて保険契約収益を算定する仕組みを記載したスタッフペーパーについて議論するために、会議の前に教育セッションが開かれた。

その後の意思決定セッションで、IASBは保険契約収益に関する下記の3つのスタッフ提案を審議した。

- 保険料情報が一般に理解されている収益の概念と整合しない場合、包括利益計算書(SOCI)に表示することを禁止する。
- 保険契約収益を提供するためのコストは、全ての保険契約について正当化される。
- 2013年EDで提案されたボリューム情報に関する開示を維持する。

保険料情報が一般に理解されている収益の概念と整合しない場合のSOCIでの表示の禁止

スタッフは、PAAが適用される短期契約に関しては、このアプローチから生じる保険契約収益が新たなIFRSの収益認識原則とすでに整合していると述べた。加えてその金額は、保険者が現行の会計実務で収益として認識する金額に近い。しかし、PAAによる単純化が使えない長期保険契約に関する収益表示については、保険契約収益の提案は重要な変更を意味する。これは現行の実務が多様なためであり、主に保険者が営業する地域や販売する契約種類によって異なっている。いくつかの相違点に言及されたが、スタッフは、提案される保険契約収益が現行の実務と異なるものとする2つの主な特徴を強調した。

- (a) 認識パターン—現行の実務では、例えば期日到来時または引受時点で収益が認識される。これは、保険契約の下で提供されるサービスを反映しない。
- (b) 保険契約収益の総額—現行の実務では、SOCIに認識される保険料に、いくらかの投資要素が含まれる。

スタッフは、SOCIに表示するボリューム情報を他にも検討してきたが、それらを棄却したことに言及した。既存のIFRS第4号の下で収益として表示されているボリューム情報は以前にも検討され、そのようなボリューム情報は財務諸表の透明性を低減させることから2010年EDと2013年EDの両方で棄却されたことを、スタッフはIASBに念を押した。

引受保険料や期日到来保険料のような保険料情報をSOCIに表示することに対する懸念が示された。なぜなら、財務諸表利用者、特に保険の専門家ではないと考えられる利用者は、誤ってそのような測定値を収益として扱うこととなる可能性が高いためである。スタッフは、データ収集者は通常SOCIのトップライン項目を収集し、これを収益として取扱っており、一部の財務諸表利用者もこの数字を収益として扱っていることが実際に把握されているとコメントした。

1名の理事が、損益計算書には収益項目と費用項目を表示すべきであり、貸借対照表には資産項目と負債項目を表示すべきと主張した。同様に、キャッシュ・フロー計算書にはキャッシュ・フロー情報のみを表示すべきである。従って、キャッシュ・フロー情報である期日到来保険料のSOCIでの表示を保険者に許容することは、誤解を招くこととなる。

会議で議論された代替案は下記のようなものであった。

- a) 保険カバーに起因する純保険料収益を示すため、保険料総額から投資要素を控除した金額をSOCIに別個に表示する。
- b) 明確な禁止は行わないが、保険契約収益を明確に定義付けし、収益から除外すべき事項、すなわち投資要素を明確にする。投資要素を含む保険料総額が表示されることへの懸念についても、適用指針か結論の根拠のどちらかで説明する。

15名の理事がスタッフ提案に賛成し、1名の理事が反対した。

保険契約収益を提供するためのコスト

スタッフは、保険契約収益から投資要素を除外するための追加のコストに関して回答者から懸念が提起されたことに言及した。スタッフは、一部の回答者はこの会計処理の提案を誤解し、スタッフが意図しているよりも実務運用上複雑なものとして評価しているかもしれないと考えた。スタッフは、保険者が追加のコストを負担する必要があることを認めたが、そのような情報から得られる便益は、そのコストを上回ると考えている。

引受保険料や期日到来保険料のような保険料情報をSOCIに表示することに対する懸念が示された。なぜなら、財務諸表利用者、特に保険の専門家ではないと考えられる利用者は、誤ってそのような測定値を収益として扱うこととなる可能性が高いためである。

保険契約収益から投資要素を除外することにより得られる収益情報の価値について議論が行われた。これによる便益には下記の事項が含まれる。

- 保険者の収益情報に関する、他の業界との比較可能性や保険契約間の比較可能性の向上
- 保険料収入のうち、投資要素に関連する部分とそれ以外の部分に関する情報

13名の理事が便益が追加コストを上回ると考え、すべての保険契約に一貫して保険契約収益の提案を適用するスタッフ提案に賛成した。3名が反対した。

ボリューム情報に関連する開示の要求事項

保険契約収益に関する開示の要求事項は、主に長期保険契約の収益と引受活動に関連する。2013年EDでは下記の事項を開示することが要求される。

- 保険契約資産または保険契約負債の各構成要素の期首残高から期末残高への増減に関する情報
- 当期に受け取った保険料から当期に認識した保険契約収益への調整表
- 当期に認識した保険契約収益を算定する際に用いたインプット(これには、投資要素を除外したキャッシュ・アウトフロー、新契約費、リスク調整の変動、当期に帰属するCSMが含まれる)と、新契約に関する情報および保険契約資産または負債の各構成要素が与える影響

スタッフ提案に15名の理事が賛成し、1名のみが反対した。

保険契約収益の表示に関するデロイトの見解

我々は、履行キャッシュ・フローを使用した保険契約の測定を引き続き支持する。我々はまた、残存カバーに係る負債を測定するための単純化したアプローチが利用可能な保険契約について修正された、要約マージンの考え方にある測定モデルとの関連付けや利益の源泉の識別を、引き続き歓迎し支持する。

しかしながら我々は、2013年EDで提案された新しい収益指標は、長期のカバーを有する保険契約がその期の保険者の財務業績に対して与える貢献を最も忠実に表現したものではないと考えている。IASBは、様々な保険契約の異なる特性に反して、すべての保険契約に共通の表示の要求事項を開発することを望んでいる。我々は、ある特定の

期における保険者の業績に対する短期と長期の保険契約の貢献に関して最も意思決定に有益な表示となる場合には、IASBは2つの異なる表示の要求事項の共存を許容するべきと考えている。

この根本的な懸念とともに、我々は、新しい保険収益は投資家が求めるボリューム情報ではないと考えている。

コメント募集対象外の領域

スタッフは、2013年EDでコメント募集対象外とした領域に対する関係者からのコメントに共通するテーマをIASBに説明した。スタッフは、今後の会議で7つの項目について再審議し、9つの項目について再審議しないことを提案した。

それぞれのテーマの利点を議論した後、14名の理事はスタッフの提案に賛成し、2名が反対した。

IASBが今後の会議で検討すると暫定的に決定した領域は下記のとおりである。

• 固定料金のサービス契約

固定料金のサービス契約のうち、サービスの提供が主たる目的であり、2013年ED第7項(e)の条件をすべて充足するものは、保険契約の基準の範囲から除外することが提案されている。その条件とは、個々の顧客単位ではなくポートフォリオでのリスクの価格への反映、事故の発生時の補償が現金支払ではなくサービスの提供であること、保険リスクが主として顧客によるサービスや設備の利用から生じること、の3点である。現行の実務でそのような契約を保険契約として会計処理している一部の回答者から、このような例外のない除外規定に対してコスト・ベネフィットの観点から懸念が示された。スタッフは、保険契約の定義を満たす固定料金のサービス契約を保険契約として会計処理するオプションを提供するかどうかIASBが検討すべきと提案した。

• 重要な保険リスクのガイダンス

保険リスクの移転が重要かどうかの評価に関する2013年EDのB19項のガイダンスに対して懸念が示された。この定義における追加的なテストは現行のIFRS第4号からの唯一の変更点であり、キャッシュ・アウトフローの現在価値がキャッシュ・インフローを超過するシナリオを特定するよう要求するものである。これはしばしば「潜在損失テスト」と呼ばれている。このシナリオには商業実態がなければならず、単なる仮想的なシナリオであってはならないとされる。一部の回答者から寄せられた

スタッフは、今後の会議で7つの項目について再審議し、9つの項目について再審議しないことを提案した。

コメントによれば、そのようなガイダンスは一部の保険契約、特に再保険の分野や個人の退職金のニーズに応じて積み立てることを意図した契約において、現行の会計実務からの取扱いの変更につながる事が明らかにされた。これは、2010年EDで最初に提案され、現行実務を変更しないことを理由に2013年EDに繰り越されたものであり、理事の意図していない変更だった。スタッフは、IASBが重要な保険リスクのガイダンスを提供すべきかどうか検討すべきと提案した。

・ポートフォリオの定義と会計単位

2013年EDの付録Aのポートフォリオの定義に対して懸念が示された。その一部は、現行実務で適用されるレベルよりも低い集約レベルを使用すること、複数のリスクをカバーする損害保険契約に定義を適用するのが難しいことに関する懸念であった。一部の回答者はまた、当初認識後のCSMの会計単位に関するガイダンスに矛盾があるすることを指摘した(例えば、ポートフォリオが不利かどうかを判断するのは契約期間を通じてどのレベルとするか、オープン・ポートフォリオに対してこの原則をどのように適用するか)。スタッフは、「会計単位」と「ポートフォリオ」に対するIASBの意図を、より整合的なものとなるように明確にすべきかどうか検討することを提案した。

・長期契約に対する割引率と観察不能な市場データ

2013年EDの適用指針のB70項(a)とB71項は、観察可能な市場データが非常に限られている場合における長期契約に適用する割引率の算定方法についてのガイダンスを提供している。一部の回答者は割引率の算定方法について代替手法を提案した。しかしスタッフは、そのような代替手法はこれまでの会議ですでにIASBが棄却したものであることを強調し、提案された代替手法をさらに検討することは提案しなかった。しかし、回答者により異なる解釈がみられることから、スタッフはさらなるガイダンスが必要と考えている。スタッフは、市場データがほとんどないか全くない場合の割引率の算定方法についてさらなるガイダンスを含めるべきかどうか検討するようIASBに提案した。

・再保険契約の非対称な取扱い

一部の回答者は、2013年EDにおける再保険契約と元受契約との間の非対称な取扱いについて懸念を示した。これは2013年EDの提案では、元受契約の損失は直ちに認識される一方で、対応する再保険契約の利益は将来の期間にわたって認識されるためである。スタッフは、保険契約と再保険契約の間で、CSMの非対称な取扱いにより経済的なミスマッチではなく会計的なミスマッチが

生じる状況があるかどうか、また生じていたとして、そのようなミスマッチが軽減可能であるかどうか、検討するようIASBに提案した。

・ポートフォリオ移転または企業結合で取得した保険契約の認識

回答者は、ポートフォリオ移転または企業結合で取得した保険契約の認識原則についての明確化を求めていた。スタッフは、ポートフォリオ移転と企業結合の要求事項を単純化し明確化できるかどうか検討するようIASBに提案した。特に、カバー期間が終了している保険契約ポートフォリオを取得し、キャッシュ・フローの期待現在価値が取引価格よりも低い場合に、CSMを認識することになるかどうかという点である。CSMがカバー期間にわたり収益化されるという原則に照らすと、取得した保険負債の認識に伴って利得が生じるのかが不明確である。

スタッフは、市場データがほとんどないか全くない場合の割引率の算定方法についてさらなるガイダンスを含めるべきかどうか検討するようIASBに提案した。

・CSMの配分パターン

一部の回答者は、CSMの配分パターンの決定における主観性に対して懸念を示した。スタッフは、CSMの適切な配分パターンに関するさらなるガイダンスを提供するかどうか検討することを提案した。

次のステップ

IASBは、2014年5月20日の会議で有配当契約についての議論を始める予定である。これは教育セッションであり、意思決定は行われず予定である。(訳者注: 予定通り教育セッションが行われた。)デロイトは、6月と7月の会議でこの論点が議論され、意思決定されるものと考えている。

加えて、2014年5月21日には「コメント募集対象外」項目のうち下記のもの議論される見込みである。(訳者注: 予定通り議論が行われた。)

- ・CSMの純損益への解放パターンの決定方法に関する要求事項
- ・重要な保険リスクの評価についてのガイダンスの修正案
- ・固定料金のサービス契約の範囲についての修正案
- ・企業結合とポートフォリオ移転における保険契約の会計処理

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。